

各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	内閣官房に係る事務処理業務	担当府省・部局	内閣官房内閣総務官室
業務概要	内閣官房がつかさどる様々な事務・事業に関し、決裁手続きなどの事務処理業務を行うもの。		
業務の現状及び課題	<p>内閣官房の政務は、内閣総理大臣、内閣官房長官をはじめ各省大臣等を兼務する「内閣の担当大臣・副大臣・政務官」を含めれば 40 人を超え、様々な建物に分散している。このため、執務室とは異なる庁舎にある政務室に出向く必要があることや、決裁を取りに行く旨の連絡調整、政務室で待たされる等による時間のロスが生じている。</p> <p>また、他省庁では課長級の決裁となっているにもかかわらず、内閣官房において内閣総務官決裁となっている専決事項があり、職員にとっては決裁をとるため、総務官・審議官にとっては決裁を行うための労力と時間のロスが発生している。</p>		
改革を進める意義	<p>上記課題の解決のため、内閣官房文書取扱規則の改正等により、職員が、業務の方針決定手続きのために費やす労力・時間を縮減、効率化する。特に、これまでその業務の特殊性と、担当政務の多さから原則とはしてこなかった電子決裁の原則化・推進は、政府の取組目標（電子決裁率 80%）（「電子決裁推進のためのアクションプラン」（平成 26 年 4 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）とも整合する。</p>		
取組内容	<p>内閣官房に係る事務処理業務については、他府省と異なり、それぞれの業務に応じ、各オフィスに分散する多数の関係政務が関わるため、より効率的に行うことが課題となっていることを踏まえ、以下の見直しに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政務を含む決裁の電子化推進</li> <li>・操作マニュアルの作成等決裁の電子化に関する環境整備</li> <li>・ペーパーレス会議や ICT を利活用した会議等の推進</li> </ul>		
取組状況	着手済みの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政務を含む決裁の電子推進、操作マニュアルの作成等決裁の電子化に関する環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房文書取扱規則の改正（電子決裁の規定を整備）（H27. 9. 25）</li> <li>・総理大臣、官房長官をはじめとする大臣等の政務を含めた内閣官房決裁の電子決裁原則化（H27. 9. 28 以降）</li> </ul> </li> <li>○ペーパーレス会議や ICT を利活用した会議等の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーレスによる官邸幹部への説明等の実施（H27. 5 以降）</li> <li>・会議資料の縮減（会議資料の縮減について（H27. 7. 28））</li> </ul> </li> <li>○その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房文書取扱規則の改正（専決規定の見直し）（H27. 7. 3）</li> </ul> </li> </ul>	
	今後着手する取組	—	
	留意点	—	
具体的な効果	<p>総理大臣、官房長官をはじめとする担当政務まで含めた電子決裁の原則化とその推進は、7 月に実施した専決規定の見直しと併せて、職員の説明のための移動にかかる労力・時間の削減だけでなく、意思決定の迅速化にも資するものである。</p> <p>また、内閣官房全体での電子決裁率は、原則化の以前においても上昇傾向にあり、職員の業務改革への意識も定着してきているところ、引き続き、電子決裁率の向上とペーパーレス会議や ICT を利活用した会議等の推進に取り組む。</p> <p>（参考：内閣官房における電子決裁率 平成 27 年度 4～6 月：57.5% 7～9 月：64.0%）</p>		

各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	内閣法制局に係る事務処理業務	担当府省・部局	内閣法制局長官総務室
業務概要	内閣法制局に係る事務処理業務について、その内容に応じ、内部的な意思決定（決裁）を行う。		
業務の現状及び課題	内閣法制局は極めて小規模・フラットな組織であることもあり、特に人事担当業務について定例的・定型的な業務でも総務主幹まで意思決定を図る例が見られ、資料の作成や説明に時間を要する状況となっている。例えば、制度官庁が実施する各種調査等は、実施省庁が施策に関する企画・立案を行うための基礎的な事項を把握する手段として実施されるものであるが、通年で、かつ、様々な形で発生することから、担当職員の業務の多くを占めるに至っており、ともすれば、当該業務を行うことが自己目的化しつつある。このため、意思決定プロセスの簡素化を図り業務の効率化を図ることが課題となっている。		
改革を進める意義	意思決定プロセスの簡素化を図り、負担を軽減することにより、本来業務に充てる時間を十分に確保することができるようになるため、部内における業務の円滑な遂行（例えば、女性職員の登用やワークライフバランスの推進等）、ひいては、優秀な人材の確保、継続的勤務の推進、公務の能率的な運営のほか、公務の持続可能性の向上につながる。		
取組内容	内閣法制局に係る事務処理業務については、定例的・定型的な業務を中心に意思決定プロセスの簡素化を図ることが課題となっていることを踏まえ、以下の見直しに取り組む。 ・決裁階層の見直し等（これまで総務主幹決裁を行っていた各種統計・調査・照会に対する回答等の業務について、総務課長決裁とするなど。）		
取組状況	着手済みの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新たな判断事項がなく、単に数字の増減について報告するに過ぎないなどの定型的なものについては、総務課長までの決裁とする（新たな判断事項があるものについては、総務主幹までの決裁とする）。</li> <li>② 起案前段階での関係部署への情報共有による作業効率のアップ。</li> <li>③ 意思決定のスピードを早めるため、電子決裁の「同報機能」及び「並行決裁」を活用することとし、起案段階における係長、係員のチェックを同時並行で行うとともに、関係部署の決裁を同時並行で行う。</li> <li>④ 資料が大部となり、電子決裁では見にくくなる場合には、紙媒体で出力した資料を並行して回覧する等の工夫をし、電子決裁化を進める。</li> </ul>	
	今後着手する取組	上記取組の一層の推進	
	留意点	—	
具体的な効果	<p>上記の取組を進めた結果、以下のとおり、決裁階層の見直しや電子決裁化が進められており、内閣法制局の業務の円滑な遂行が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種調査等における電子決裁率について、前年度（平成 26 年度：69.4 パーセント）に比べ、今年度（平成 27 年度：92.3 パーセント）は約 3 割向上した（P）。</li> <li>○ 各種調査等における総務主幹決裁率について、前年度（平成 26 年度：2.4 パーセント）に比べ、今年度（平成 27 年度：1.3 パーセント）は約半分に減少した（P）。</li> </ul>		

各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	公益認定申請等業務	担当府省・部局	内閣府大臣官房公益法人行政担当室
業務概要	公益認定等総合情報システムにより、電子申請等の受付業務、国及び都道府県の連携、法人や国民への情報提供等を実施する。		
業務の現状及び課題	公益認定等総合情報システムの運用に関してヘルプデスクに寄せられたユーザーの声等を踏まえて、ユーザーの利便性向上・負担軽減を図ることが課題となっている。		
改革を進める意義	公益認定等総合情報システムにおけるユーザーの利便性向上・負担軽減に取り組むことで、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。		
取組内容	ユーザーの目線に立って、ユーザーの利便性向上・負担軽減等を実現することを目指す。		
取組状況	着手済みの取組	業務改革に必要な予算を平成 28 年度概算要求に盛り込んでおり、当該要求の査定結果を踏まえて実施。	
	今後着手する取組	平成 28 年度概算要求の査定結果を踏まえて対応。取組予定の事項は次のとおり。 ・操作ボタンやリンクが多い画面を減らし、選択コマンドをシンプルかつ少数に変更 ・アクセス集中を緩和するための方策	
	留意点	—	
具体的な効果	ユーザーの目線に立って、ユーザーの利便性向上・負担軽減等を実現するため、平成28年度概算要求の査定結果を踏まえて、設定した取組に着手し、平成29年度に実施予定の公益認定等総合情報システムに対するユーザー満足度に係るアンケート調査やアクセス制限時間数・停止時間数により、その具体的な効果等に関して精査。		

各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	書陵部所蔵資料等公開業務	担当府省・部局	宮内庁書陵部
業務概要	書陵部が所蔵する歴史的・文化的資料等について、実物の閲覧を希望する場合には、所要の手続を経た上で利用に供するとともに、インターネット上においても、容易に検索・閲覧可能なシステムを構築することにより、広く国民に公開するもの。		
業務の現状及び課題	平成 26 年 10 月より宮内庁ホームページ上で運用を開始した「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」について、公開画像や解説の充実を図り（システム上で閲覧可能な資料は、平成 27 年 3 月末現在で約 4,500 件）、多くの所蔵資料をインターネット上で気軽に閲覧できるようにするとともに、現在、実物を閲覧する場合には、来庁又は郵送で申請する必要がある、これを電子的な申請も可能とすることで、利用者の負担を軽減し、国民等の利便性向上を図ること。		
改革を進める意義	書陵部が所蔵する歴史的・文化的資料等を、宮内庁ホームページを通じて広く国民に公開することにより、永きにわたり皇室に継承されている伝統・文化に関する理解を深めることに寄与する。		
取組内容	<p>書陵部が所蔵する歴史的・文化的資料については、広く希望する者がより簡便に閲覧できるようにすることが課題となっていることを踏まえ、以下のような見直しに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他研究機関との連携も活用しつつ、システム上で閲覧可能な資料の充実</li> <li>・検索項目や絞込検索を改良し、目的とする資料の検索の利便性向上</li> <li>・書陵部所蔵資料の閲覧申請の電子的な受付</li> </ul>		
取組状況	着手済みの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的・文化的資料等の横断検索の結果一覧について、表示項目を増やし、閲覧請求の際に必要な識別番号等も一覧表示されるよう改善。</li> <li>（従来の横断検索結果一覧の画面では識別番号等が表示されず、番号を確認するためには個々の書ごとにもうワンクリック必要だったもの）</li> <li>・システム上で閲覧可能な資料を、平成 27 年 3 月末時点から約 1,200 件増加。(P)</li> </ul>	
	今後着手する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書陵部図書課図書寮文庫が所蔵する歴史的・文化的資料の閲覧申請の電子的な受付を平成 28 年度中に実施予定。</li> <li>・システム上で閲覧可能な資料につき、今後も順次増加。</li> </ul>	
	留意点	—	
具体的な効果	書陵部が所蔵する歴史的・文化的資料等について、広く希望する者が簡便に閲覧できるようにするため、システム上で閲覧可能な画像の充実等を図るとともに、実物の閲覧を申請する場合の電子的な受付を可能とすることで、利用者の利便性向上を図り、皇室に継承されている伝統・文化に関する理解を深めることに寄与する。		

各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	情報技術の解析	担当府省・部局	警察庁情報通信局情報技術解析課、管区警察局情報通信部情報技術解析課、都道府県情報通信部情報技術解析課																	
業務概要	<p>都道府県警察に対して、捜索差押え現場でコンピュータ等を適切に差し押さえるための技術的な指導や、押収した携帯電話等から証拠となる情報を取り出すための解析、サイバー犯罪・サイバー攻撃に係る不正プログラムの解析の実施を始めとする技術的な支援を行っている。</p> <p>具体的には、都道府県警察の要請により、基本的には都道府県情報通信部が情報技術の解析を行い、管区警察局情報通信部では都道府県情報通信部では対応ができないより高度な解析を行うとともに、管区内の解析結果等の集約・体系化を行っている。本庁情報通信局では、高度情報技術解析センターにおいて本庁情報通信局でしか対応できない特殊な技術等による極めて高度な解析（特に高度な技術を用いて作成された不正プログラムの解析、重度に破損したハードディスク等に記録された情報の抽出等）を行うとともに、今後の解析に必要な技術の開発・全国展開を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="394 700 1272 900"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24 年</th> <th>H25 年</th> <th>H26 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術支援件数（件）</td> <td>23,088</td> <td>21,297</td> <td>18,805</td> </tr> <tr> <td>解析総容量（PB）</td> <td>4.9</td> <td>5.4</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>不正プログラム解析件数（件）</td> <td>75</td> <td>662</td> <td>684</td> </tr> </tbody> </table>					H24 年	H25 年	H26 年	技術支援件数（件）	23,088	21,297	18,805	解析総容量（PB）	4.9	5.4	5.6	不正プログラム解析件数（件）	75	662	684
	H24 年	H25 年	H26 年																	
技術支援件数（件）	23,088	21,297	18,805																	
解析総容量（PB）	4.9	5.4	5.6																	
不正プログラム解析件数（件）	75	662	684																	
業務の現状及び課題	<p>都道府県警察からの要請に基づき情報技術解析部門において解析しなければならない電磁的記録の容量が増加しており、解析総容量は平成 21 年 1.1PB から 25 年 5.6PB と約 5.1 倍となっている。こうした情勢下において、各都道府県情報通信部における職員一人当たりの解析を行った電磁的記録の容量を比較した場合、都道府県情報通信部間の業務負担に格差が生じており、業務負担が大きい都道府県情報通信部では、都道府県警察からの要請への迅速かつ的確な対応に支障が生じかねない状況となっている。</p>																			
改革を進める意義	<p>より迅速かつ的確な情報技術の解析を実現し、都道府県警察による円滑な犯罪の取締りを可能とすることにより、「世界一安全な国、日本」を実現する。</p>																			
取組内容	<p>スマートフォン等電子機器の新機種の登場、不正プログラムの複雑化・巧妙化等に伴い、犯罪の取締りにおける電子機器等の解析の重要性がより一層高まっていることを踏まえ、都道府県警察による円滑な犯罪の取締りを可能とするため、各都道府県情報通信部における業務量格差を是正する。</p>																			

取組状況	着手済みの取組	<p>以下の考え方に基づき、計 65 人の合理化・再配置先を選定</p> <p>① 平成 26 年の実績から 1 TB (≒1,000GB) 当たりの解析に要する平均時間を算出</p> <p>② 平成 24 年から 26 年の各県解析容量の平均を算出し、①で算出した時間を掛け合わせることで各県の年間の解析業務時間を算出</p> <p>③ 上記②で算出した解析業務時間に基づき定員を再配置(1人当たりの解析業務時間が多い県は定員増、少ない県は定員減)</p>
	今後着手する取組	平成 28 年 4 月 (28 年度予算成立後) から平準化を実施予定
	留意点	特になし
具体的な効果	<p>主要成果指標 (KPI) : 職員一人当たりの年間解析業務時間の格差縮小</p> <p>上記 KPI を達成することで、より迅速かつ的確な情報技術の解析を実現し、都道府県警察による円滑な犯罪の取締りが可能となることから、「世界一安全な国、日本」を実現する。</p>	



各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	金融モニタリング	担当府省・部局	金融庁 検査局、監督局
業務概要	<p>以下の事項について、それぞれの着眼点に基づき検証を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○顧客ニーズに応える経営 (着眼点) 金融機関が顧客を第一に考え、真に顧客（エンドユーザー）の利益になる金融商品・サービスの提供状況如何。 (例)・優越的地位の濫用や利益相反が生じていないか、手数料や系列関係にとらわれることなく金融商品・サービスが提供されているか。</li> <li>○事業性評価に基づく融資等 (着眼点) 銀行等が財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容、成長可能性を適切に評価し、融資や助言を行うための取組み状況如何。</li> <li>○資産運用の高度化 (着眼点) 金融機関自身による有価証券運用についての、資産規模や資金の性格に見合った運用やリスク管理状況如何。</li> <li>○マクロ・プルーデンス (着眼点) 金融機関の行動が、経済・市場全体に与える影響をフォワードルッキングに把握・分析するとともに、金融機関のリスク管理態勢の状況如何。 (例)・世界的に拡大が続いている信用市場の転換、デフレ脱却に応じた金利や各種資産価格の変動。</li> <li>○統合的リスク管理 (着眼点) 金利リスクや与信集中リスクの管理態勢、ストレステストの活用等の状況如何。</li> <li>○ビジネスモデルの持続可能性と経営管理 (着眼点) 経営管理態勢（ガバナンス）の機能状況如何。 (例)・社外取締役を含む取締役会や監査役会等の各機関が実質的にどのように機能を発揮しているか。</li> <li>○顧客の信頼・安心感の確保等 (着眼点) 情報セキュリティの確保、インターネットバンキング不正送金やサイバー攻撃等への対応状況、業務継続態勢の整備、反社・マネロン対応等の取組み状況如何。</li> </ul> <p>等（金融モニタリング基本方針（平成 26 事務年度）より抜粋）</p>		
業務の現状及び課題	<p>現状はオンサイト・オフサイト一体となった金融モニタリング体制を構築済。課題としてはモニタリングを受ける金融機関の負担軽減を図ることが挙げられる。</p>		
改革を進める意義	<p>効率的かつ効果的なモニタリングを実施することで、金融機関の負担を軽減しつつ、金融システム・金融機関の健全性の維持と金融仲介機能の発揮につながる好循環の実現を目指す。</p>		
取組内容	<p>金融検査については、金融機関や金融市場の動向をリアルタイムで把握し、変化に即応したより実効性の高い情報収集・分析が求められており、</p>		

	<p>現在、オンサイト・オフサイト一体となった金融モニタリング体制を構築。一方で、モニタリングを受ける金融機関の負担軽減を図ることも課題となっていることを踏まえ、以下の見直しに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査の企画と結果通知が分業体制だった点を見直し、27年度において検査局内で「企画審査課」に統一。同課担当者が立入検査に同行し、検査途中でもリアルタイムで実態把握、課題の提示、改善策の検討が可能となるようにすることで、立入検査終了後、速やかな検査結果の通知を実施</li> <li>・ 監督局、検査局が連携し、金融機関に対して新たな資料の徴求・悉皆調査の実施等を行う場合に既報告等との重複がないか検証</li> <li>・ 金融機関からの既報告や資料提出等について、金融機関の意見を十分ヒアリングし、年1回定期的に点検</li> <li>・ 検査局幹部が被検査金融機関に赴き、検査の実施状況や手法についてヒアリングを実施（オンサイト検査モニター）</li> <li>・ 立入終了後、金融検査の実施状況や手法について書面によるアンケートを実施（オフサイト検査モニター）</li> </ul>	
取組状況	着手済みの取組	<p>検査の企画と結果通知が分業体制だった点を見直し、27年7月において検査局内で「企画審査課」に統一済。同課担当者が立入検査に同行し、検査途中でもリアルタイムで実態把握、課題の提示、改善策の検討が可能となるようにすることで、立入検査終了後、速やかな検査結果の通知ができる体制を整備済。</p> <p>⇒従来3ヶ月以上かかっていた期間を数週間程度に短縮済。</p> <p>監督局、検査局が連携し、金融機関に対して新たな資料の徴求・悉皆調査の実施等を行う場合に既報告等との重複がないか検証する体制を整備済。</p> <p>⇒月に1回程度会議を開催し検証している。既に従来から徴求していた情報を3割以上削減済。</p> <p>オンサイト検査モニター及びオフサイト検査モニターの取組みについても実施する体制を整備済。</p> <p>⇒オフサイト検査モニターは、225先（26年7月以降27年6月末日までの間に立入検査を終了した先）を対象に実施済。オンサイト検査モニターについてもほとんどの検査先を対象に実施済。</p>
	今後着手する取組	<p>整備した体制により以下のとおり取組みを引き続き実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督局、検査局が連携し、必要に応じ金融機関に対して新たな資料の徴求・悉皆調査の実施等を行う場合に既報告等との重複がないか検証（月に1回程度会議を開催し検証）</li> <li>・ オンサイト検査モニターについては、オンサイト検査を行なった場合、金融機関からの希望があれば実施</li> <li>・ オフサイト検査モニターについては、オンサイト検査を行なった場合、全ての金融機関を対象に実施</li> </ul>
	留意点	—
具体的な効果	<p>「徴求資料の検証」、「オンサイト検査モニター」及び「オフサイト検査モニター」を実施することで効率的かつ効果的なモニタリングを可能とする。これにより金融機関の負担を軽減しつつ、金融システム・金融機関の健全性の維持と金融仲介機能の発揮につながる好循環の実現を目指す。</p>	



各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	消費者被害に係る情報収集	担当府省・部局	消費者庁 消費者政策課、消費者教育・地方協力課、消費者安全課、取引対策課 等
業務概要	消費者トラブルの実態や傾向の把握、所管法令の執行の端緒情報取得、会議資料や各種白書に掲載するためのデータ検討等のために PIO-NET 情報等を活用しつつ情報収集を行っている。		
業務の現状及び課題	<p>改革前は、消費者被害に係る情報収集に要する期間については以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センター等における登録日数：平均約 30 日</li> </ul> <p>&lt;参考情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PIO-NET で検索可能な相談件数約 1000 万件</li> <li>・一日あたり追加される相談件数 平均約 2500 件</li> </ul>		
改革を進める意義	執行の効率化及び執行件数の増加に努め、消費者被害の未然防止・拡大防止につながる。		
取組内容	<p>現状、消費者被害に係る情報収集については、国民生活センターが管理している PIO-NET に拠っている場合が多いが、より迅速かつ効率的に行うことが課題となっていることを踏まえ、本年 10 月予定の当該システムの改良に合わせて、利用省庁等に対する研修を実施するほか、情報活用や分析方法について以下の見直しに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報に係る「仮登録」システムの導入及び登録決裁階層の合理化</li> <li>・上記取組を踏まえた速やかな証拠の差押え</li> <li>・PIO-NET のフリーワード検索の導入及びタイムリーな検索実施</li> </ul>		
取組状況	着手済みの取組	平成 27 年 10 月に仮登録システムの導入、フリーワード検索の導入等について実施済み。 これにより、証拠の差押え等の迅速な対処が可能となっている。	
	今後着手する取組	—	
	留意点	引き続き、効率的な情報収集については検討していく。	
具体的な効果	<p>執行の効率化及び執行件数の増加に努め、消費者被害の未然防止・拡大防止につながる。</p> <p>具体的な KPI は以下のとおりとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センター等における登録日数：10 日以内</li> <li>・事業者検索：2 秒以内</li> </ul>		

各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	特定個人情報保護委員会に係る事務処理業務	担当府省・部局	特定個人情報保護委員会事務局
業務概要	特定個人情報保護委員会に係る業務処理業務について、その内容に応じ、効率的かつ迅速な意思決定を行う。		
業務の現状及び課題	<p>特定個人情報保護委員会（平成 26 年 1 月設置）は、極めて小規模な組織であるが、マイナンバーの通知（平成 27 年 10 月）、利用開始（平成 28 年 1 月）等を控え、業務が増大傾向にある。また、平成 28 年 1 月に個人情報保護委員会への改組を予定しており、個人情報保護法関連業務も担う必要がある。これらの業務の増大に対応するため、委員会内部の意思決定の迅速化、職員個人の専門的知識・過去の知見を活用した弾力的な業務運営による業務運営の効率化を図るとともに、制度官庁が実施する各種調査業務への対応等については可能な限り効率的に実施することが課題となっている。</p>		
改革を進める意義	<p>意思決定の迅速化を図り、各職員の負担を軽減することにより、委員会内部における業務の円滑な遂行及び業務の増加に対応する。また、職員個人の専門的知識・過去の知見を活用した弾力的な業務運営（組織・事務分掌に捉われないチーム制の導入）により、臨機応変かつ機動的な業務運営を実施する。</p>		
取組内容	<p>特定個人情報保護委員会に係る事務を処理する業務については、マイナンバー制度の本格施行や個人情報保護法改正に伴う業務拡充への対応が課題となっていることを踏まえ、不要なプロセスの廃止、決裁の電子化など以下の見直しに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長・委員への説明、幹部への説明を同時化するなど不要なプロセスの廃止</li> <li>・電子決裁の更なる利用促進</li> <li>・テレワークの実施</li> </ul>		
取組状況	着手済みの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子決裁の利用については、平成 26 年度電子決裁率 33%（実績）から、平成 27 年度上半期は 90%（実績）となり、事務作業の効率化を図ることができた。</li> <li>・幹部等への説明の同時化により、迅速な意思決定が行えるようになった。</li> <li>・職員個人の専門的知識・過去の知見を活用した弾力的な業務運営（チーム制、プロジェクト制の導入）</li> <li>・職員個人の専門性の向上を図るため、内部研修の実施にとどまらず、外部機関が実施する研修への派遣</li> <li>・共有サーバーの整理（階層化）により、文書検索の容易性を向上</li> <li>・メールの件名の統一化・標準化により、メール文書検索の容易性を向上</li> </ul>	
	今後着手する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークの実施については、平成 27 年度中に数名の職員について試行的に実施予定。</li> </ul>	
	留意点	—	
具体的な効果	<p>電子決裁率については平成 26 年度実績の 33%より大幅に向上し、平成 27 年度上半期実績は 90%を超え、業務処理の迅速化・効率化に寄与しており、今後も継続して実施していく。その他の取組についても、引き続き実施し、更なる業務運営の効率化を目指す。</p>		

各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	経済センサス - 活動調査業務	担当府省・部局	総務省統計局
業務概要	<p>全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施する。調査は、事業所・企業に対し、調査書類を配布し、後日回収する方法で実施。</p>		
業務の現状及び課題	<p>前回の経済センサス - 活動調査では、支社等を有する企業（企業内の傘下事業所：約 140 万事業所）のみオンラインによる回答方式を導入したが、それ以外の小規模零細事業所を含む単独事業所（約 390 万事業所）ではオンラインによる回答方式は未導入となっており、より報告者の利便性向上等を図る観点からオンラインによる回答方式の拡大が必要。</p>		
改革を進める意義	<p>小規模零細事業所を含む単独事業所においてオンラインによる回答方式を新たに導入することにより、すべての事業所・企業をオンライン回答の対象とする。これにより、報告者の利便性の向上を図るとともに、効率的で質の高い行政基盤の確立を実現する。</p>		
取組内容	<p>我が国の全産業分野における事業所の経済活動の実態を全国及び地方別に明らかにする経済センサス - 活動調査業務については、小規模零細事業所も含め効率的・効果的に行うことが課題となっていることを踏まえ、以下の見直しに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての調査対象事業所についてオンラインによる回答受付</li> <li>電子調査票による回答のし易さの向上（調査票見直し等）</li> </ul>		
取組状況	着手済みの取組	<p>小規模零細事業所も含めすべての調査対象事業所について、オンラインによる回答受付ができるような仕組みの構築と、回答し易い電子調査票の開発を進めているところ（今年度中に完了）。</p>	
	今後着手する取組	<p>平成 28 年 1 月以降、事業所・企業に対する協力依頼や広報を実施していくこととしている。また、平成 28 年 4 月以降は、メディアを通じた広報を本格的に行うこととしており、オンライン回答は、この広報の重要訴求事項としている。（P）調査自体は平成 28 年 6 月 1 日を基準日として実施。</p>	
	留意点	<p>—</p>	
具体的な効果	<p>小規模零細事業所を含むすべての事業所・企業をオンライン回答の対象化と電子調査票の見直しに取り組むことで、オンライン回答率の向上とともに統計調査員による一次チェック件数の減少が図られ、報告者の利便性の向上や業務の効率性の向上が実現する。</p>		

各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	公害紛争処理業務	担当府省・部局	公害等調整委員会事務局
業務概要	<p>公害等調整委員会は、公害紛争処理法に基づき調停、裁定等の手続を通じて、公害に係る紛争の迅速・適正な解決を図る準司法的な権限を有する機関である。</p> <p>例えば、裁定事件であれば申請人及び被申請人から準備書面や書証等の提出を受け、裁定委員会（事件を担当する委員 3 名で構成）が裁定書を作成する。</p>		
業務の現状及び課題	<p>現在、公害紛争処理手続は民事訴訟の手続に類似した手続であることなどから、ファクシミリによる書面の提出を認めているのみであり、インターネットなど情報通信技術を用いた書面の提出などは行われていないところである。</p> <p>平成 26 年 9 月から有識者による「公害紛争処理制度に関する懇談会」が開催され、当事者の利便性向上等を図る観点から、公害紛争処理業務における情報通信技術の活用について議論が行われた。その懇談会の報告書（平成 27 年 6 月）において「同一性や原本性の確保、利用状況や事務負担、手続の遅延につながっていないかなどを考慮しつつ、電子化を一部試行的に始めることとすべき」とされたことを踏まえて検討を行ったものである。</p>		
改革を進める意義	<p>公害紛争処理業務における情報通信技術の活用は、当事者による資料の送付作業や相手方の書面の文言を引用して準備書面を作成する場合などの手間の軽減となり、当事者の利便性を高めることにより公害紛争に係る紛争の迅速な解決を図ることに寄与する。</p>		
取組内容	<p>公害紛争の迅速・適正な解決を図るための公害紛争処理業務については、準司法的手続であることに留意しつつ、より迅速・簡易に行うことが課題となっていることを踏まえ、資料提出の電子化など業務プロセスの見直しに取り組む。</p>		
取組状況	着手済みの取組	平成 27 年 12 月に公害等調整委員会規則を改正し、公害紛争処理手続において一部文書の提出を電子メールで行えることとした。	
	今後着手する取組	平成 28 年 1 月から制度を施行する。今後、当事者等へ制度の紹介等を行う予定。	
	留意点	制度施行後の運用状況を踏まえつつ、必要に応じ業務の改善を図る。	
具体的な効果	<p>紛争当事者の利便性向上等を図り、国民が利用しやすい公害紛争処理手続を実現するため、一部の資料の提出を電子メールで行うことができることとし、電子的な提出件数が増加することで、当事者による資料の送付作業や準備書面の作成の手間が軽減されることとなる。</p>		

各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	保護観察対象者に対する専門的処遇プログラム業務	担当府省・部局	法務省保護局、保護観察所																																																		
業務概要	<p>特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対して、その傾向を改善するため、保護観察官による指導監督の一環として、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法（自己の思考（認知）のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法）を理論的基盤として開発・体系化された手順による処遇（専門的処遇プログラム）を行っている。</p> <p>専門的処遇プログラムとしては、性犯罪者処遇プログラム、覚せい剤事犯者処遇プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムの4種があり、各専門的処遇プログラムは、以下の全6課程で構成される。</p> <p>(1) コア・プログラムの理解の促進を図るとともに、コア・プログラム受講の動機付けを高めることを目的とする、<b>導入プログラム</b></p> <p>(2) 犯罪に関する自己の問題点を理解させた上で、行動をコントロールする能力を身に付けさせ、問題行動を回避できるようにすることを目的とする、全5課程の<b>コア・プログラム</b></p> <p>加えて、全6課程のプログラム終了後も、プログラムの効果を持続させるため、保護観察官がフォローアップし、対象者のリスク・ニーズに応じた頻度で定期的に対象者と面接を行い、生活実態を詳細に把握した上で、対象者の状況に応じて必要な指導助言を行っている。</p> <p>また、導入プログラム、コア・プログラムのほか、性犯罪者処遇プログラムでは、対象者の家族に対し、犯罪の発生のメカニズムと対処方策を理解させるとともに、家族をサポートすることにより家族の不安や悩みを軽減させる家族プログラムを、覚せい剤事犯者処遇プログラムでは、陰性（薬物を使用していない）の結果を積み重ねることにより断薬意思の維持、強化等を図る簡易薬物検出検査を、それぞれ実施するなど、対象者の犯罪的傾向に合わせた必要な指導・支援を、専門的処遇プログラムと併せて実施し、専門的処遇プログラムの効果を高めている。</p>																																																				
	<p>&lt;専門的プログラム処遇開始人員&gt;</p> <p>①仮釈放者</p> <table border="1" data-bbox="394 1002 1420 1190"> <thead> <tr> <th>プログラムの種類</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性犯罪者処遇プログラム</td> <td>552</td> <td>542</td> <td>562</td> <td>582</td> </tr> <tr> <td>覚せい剤事犯者処遇プログラム</td> <td>926</td> <td>928</td> <td>977</td> <td>913</td> </tr> <tr> <td>暴力防止プログラム</td> <td>152</td> <td>193</td> <td>191</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>飲酒運転防止プログラム</td> <td>298</td> <td>277</td> <td>244</td> <td>205</td> </tr> </tbody> </table> <p>②保護観察付執行猶予者</p> <table border="1" data-bbox="394 1238 1420 1426"> <thead> <tr> <th>プログラムの種類</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性犯罪者処遇プログラム</td> <td>298</td> <td>291</td> <td>340</td> <td>318</td> </tr> <tr> <td>覚せい剤事犯者処遇プログラム</td> <td>418</td> <td>403</td> <td>390</td> <td>357</td> </tr> <tr> <td>暴力防止プログラム</td> <td>107</td> <td>96</td> <td>117</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>飲酒運転防止プログラム</td> <td>126</td> <td>121</td> <td>110</td> <td>113</td> </tr> </tbody> </table>				プログラムの種類	H23年	H24年	H25年	H26年	性犯罪者処遇プログラム	552	542	562	582	覚せい剤事犯者処遇プログラム	926	928	977	913	暴力防止プログラム	152	193	191	160	飲酒運転防止プログラム	298	277	244	205	プログラムの種類	H23年	H24年	H25年	H26年	性犯罪者処遇プログラム	298	291	340	318	覚せい剤事犯者処遇プログラム	418	403	390	357	暴力防止プログラム	107	96	117	124	飲酒運転防止プログラム	126	121	110
プログラムの種類	H23年	H24年	H25年	H26年																																																	
性犯罪者処遇プログラム	552	542	562	582																																																	
覚せい剤事犯者処遇プログラム	926	928	977	913																																																	
暴力防止プログラム	152	193	191	160																																																	
飲酒運転防止プログラム	298	277	244	205																																																	
プログラムの種類	H23年	H24年	H25年	H26年																																																	
性犯罪者処遇プログラム	298	291	340	318																																																	
覚せい剤事犯者処遇プログラム	418	403	390	357																																																	
暴力防止プログラム	107	96	117	124																																																	
飲酒運転防止プログラム	126	121	110	113																																																	



<b>業務の現状 及び課題</b>	<p>「再犯防止に向けた総合対策」（平成 24 年 7 月 犯罪対策閣僚会議策定）において、平成 33 年までに刑務所出所後 2 年以内に再び刑務所に入所する者の割合を 20%以上減少（再入率 平成 18～22 年：基準値 20%→平成 33 年：16%）することが目標に掲げられ、保護観察官による対象者への直接的働き掛けの強化、生活環境の調整の積極的かつ効果的な実施等、刑務所出所者等に対する再犯防止処遇を担う保護観察官の業務の重要性や業務負担が増している中、平成 28 年 6 月までには刑の一部の執行猶予制度が施行されることから、保護観察対象者が増加し、保護観察官の業務の重要性や業務負担が更に増加することが見込まれている。</p> <p>これら諸情勢を踏まえ、専門的処遇プログラムの実施方法について、これまで保護観察官と保護観察対象者が 1 対 1 で実施することを原則としていたところ、より高い再犯防止効果を確保しつつ、これを集団で実施する「集団処遇」の導入を検討している。</p>	
<b>改革を 進める意義</b>	<p>専門的処遇プログラムを集団で実施し、保護観察対象者同士の相互作用を効果的に活用することで、保護観察対象者が犯罪に関する自己の問題点を更に理解し、行動をコントロールする能力を向上させること等の効果が期待でき、また、保護観察官の処遇業務の効率化にも資する。これにより、「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）等の政府方針に掲げられた刑務所出所者等の再犯防止を一層推進する。</p>	
<b>取組内容</b>	<p>特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対する専門的処遇プログラムについては、より一層効果的に行うことが求められていることを踏まえ、刑務所出所者等再犯防止処遇の強化と業務効率化の両立を図るため、以下に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性犯罪者処遇プログラム及び覚せい剤事犯者処遇プログラムについて、可能な官署において集団処遇を実施</li> <li>・ その他の処遇プログラムについても集団処遇の実施可能性について検討</li> </ul>	
<b>取組状況</b>	<b>着手済みの取組</b>	<p>以下の考え方にに基づき、集団処遇の実施庁を選定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 共犯関係等に配慮しつつ、集団を安定して構成するためには、ある程度の規模が必要となることから、それぞれ一定程度の対象者の係属が必要</li> <li>② 各プログラムについて、一定程度の対象者が係属している庁のうち、集団処遇実施に必要な職員体制や適切なスーパーヴァイズを受けることのできる外部専門家との協力体制が整っている基幹庁を平成 28 年度集団処遇実施庁として選定</li> </ol> <p>選定された実施庁において、保護観察官に対する研修を実施するとともに、一部の対象者に対して性犯罪者処遇プログラム及び覚せい剤事犯者処遇プログラムの集団処遇を実施し、集団処遇の効果的実施に必要なノウハウの蓄積や保護観察官の処遇能力の向上に努めている。</p> <p>そのほか、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムにおいても集団処遇の可能性について検討を進めている。</p>
	<b>今後着手する取組</b>	<p>平成 28 年 4 月（28 年度予算成立後）から、選定された実施庁において、性犯罪者処遇プログラム及び覚せい剤事犯者処遇プログラムについて集団処遇を実施。</p> <p>なお、平成 28 年度から、覚醒剤自己使用者以外の薬物事犯者に対しても、専門的処遇プログラムを実施予定であり、当該プログラムについても同様に集団処遇による実施を予定。</p>
	<b>留意点</b>	<p>特になし</p>
<b>具体的な 効果</b>	<p>主要成果指標（KPI）：集団処遇実施対象庁における再処分率（保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪等により刑事処分を受けた者の占める割合）の低下</p>	



各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	外交政策に係る国会関連業務	担当府省・部局	外務省大臣官房総務課
業務概要	<p>国会関連情報閲覧、過去の国会答弁の検索・閲覧、国会答弁作成、作成答弁の蓄積、答弁案の電子決裁等の国会関連業務について、その質の向上や、各種外交課題への対応との両立等の観点から、在外公館を含む省外からのアクセス及びテレワークが可能な関連システムを導入して実施する。ユーザーは全本省職員（約 3,000 人）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エンドユーザーについては、国会答弁を通じ国の外交政策について説明を受けることとなる国民一般と言える。</li> <li>・ 業務量を表す指標（国会質問数以外は、平成 26 年実績）</li> </ul> <p>国会質問数 600 件／月以上（頻出する時期） 資料要求 1,277 件 照会依頼 1,244 件 説明依頼 1,330 件 陳情依頼 42 件            党会合出席依頼 668 件 便宜供与依頼 639 件 質問主意書 688 件</p>		
業務の現状及び課題	<p>これまで省外からアクセスできないシステム上で一部の国会関連業務を行っており、かつ、情報の集約・管理等が一元的に行われていなかったため、各種業務を効率的かつ迅速に行うことが困難であった。</p>		
改革を進める意義	<p>国民等への説明責任の観点から重要な国会関連業務について、個人のモバイル端末等からもアクセス可能な「国会関連業務支援システム」により、「①国会答弁作成に資する資料の集約」「②庁内外から資料へのアクセス改善」「③電子決裁機能による庁内外からの作業容易化」「④効率的効果的な進捗状況管理」が実現し、答弁の質を落とすことなく（むしろ、質を向上させる）、国会関連作業の短縮（迅速化）、国会に関する過度な残業の短縮（ワークライフバランス向上）、余力を他の業務に振り向けることが可能となる。</p>		
取組内容	<p>在外公館を含む省外からのアクセス及びテレワークが可能な関連システムの導入に合わせ、以下の見直しに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会関連作業のシステム上での実施、同システムの電子決裁機能の活用</li> <li>・ 関連資料の集約と積極活用</li> <li>・ 進捗状況の共有と管理の強化</li> <li>・ 国会答弁作成に係る業務シフトの見直し、勤務時間の短縮</li> <li>・ 在外公館における関連システムの活用</li> </ul>		
取組状況	<p>着手済みの取組</p>	<p>第 189 回通常国会以降、国会関連業務は国会関連業務支援システムを導入・運用しており、具体的には以下の措置に着手済みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会答弁作成等をはじめとする関連作業の実施</li> <li>・ システムを用いた国会答弁の電子決裁の実施</li> <li>・ 質疑情報、国会答弁、各種要求資料/説明要求資料等の集約</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・答弁決裁状況等のリアルタイムでの共有</li> <li>・質疑情報などに関する情報の庁舎外での確認</li> </ul>
	<p>今後着手する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間の短縮については、管理者も含めたシステムの習熟及び運用体制の見直しを進めることで今後更なる短縮を目指す。</li> <li>・在外公館における関連システムの活用については、システムに係る技術的問題から運用を見合わせていたが、早期導入できるよう検討する。</li> </ul>
	<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会質問内容が委員会前夜まで判明しないケースが大半であるため、答弁作成のための担当者の待機時間を大幅に減らすことは困難であり、抜本的な改革のためには、質疑者からの質問通告を大幅に早める必要がある（2日前ルール徹底）。</li> <li>・決裁プロセスの迅速化による勤務時間の短縮については、システムの習熟が必須であり、省内周知・演習等を通じて時間短縮に努めている。</li> </ul>
<p>具体的な効果</p>	<p>システムを用いて省外からも国会関連業務を行うことが可能となり、かつ、情報の集約・管理等が一元的な管理等を行えるようになったことから、効率的な業務実施が可能となった。</p>	

各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	輸入貨物検査関係業務	担当府省・部局	財務省関税局監視課・業務課
業務概要	<p>○輸入される貨物は、輸入者もしくは輸入者から委託を受けた通関業者が税関に対し輸入申告を行う。</p> <p>○輸入申告の NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を介した 電子的申告は、利用率は約 98.6%（未利用者には継続して利用を促している）。</p> <p>○密輸リスクの高い貨物に対し、効果的な検査を実施するため、CIS（通関情報総合判定システム）に蓄積された情報等に基づき、申告のリスク分析（区分判定）を電子的に実施。ローリスク貨物については迅速な通関処理（NACCS による電子的な審査により輸入許可）。なお、輸入申告関係書類（仕入書、運賃明細書等）のペーパーレス化（NACCS を介した PDF 等による提出）を実現（H25 年 10 月～）。</p> <p>○物流セキュリティ強化のため、海上コンテナ貨物については、入港前報告に加え、船積港出港 24 時間前までに詳細な貨物情報を電子的に提出することを義務化（H26 年 3 月～）。これらの情報に基づくリスク分析を早期に実施することで、より効果的・効率的な検査を実施。</p> <p>（参考 H26 年）不正薬物摘発件数：合計 39 件（海上：12 件、航空 27 件）  不正薬物の摘発量：合計約 303 kg（海上：約 194 kg、航空：約 109 kg）  知的財産侵害物品差止件数：合計 1,671 件（海上：94 件、航空：1,577 件）  差止点数：合計約 29 万点（海上：約 14 万点、航空：約 15 万点）</p>		
業務の現状及び課題	<p>海外からの貨物の輸入については、迅速な通関の確保が期待される一方、近年、テロ対策の強化、指定薬物を含む不正薬物や知的財産侵害物品等の取締りの強化に対する国際的・社会的要請も寄せられている。</p>		
改革を進める意義	<p>経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要。</p> <p>「日本再興戦略」改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されている一方、「世界一安全な日本」創造戦略」（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）、「地方への好循環拡大に向けた経済対策」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）や「知的財産推進計画 2015」（平成 27 年 6 月 19 日知的財産戦略本部決定）に示されているように、不正薬物をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されている。</p> <p>これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させる。</p>		

<b>取組内容</b>	<p>海外からの貨物の輸入については、迅速な通関の確保が期待される一方、近年、テロ対策の強化、指定薬物を含む不正薬物や知的財産侵害物品等の取締りの強化に対する国際的・社会的要請も寄せられていることから、以下のことについて取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空貨物に係る事前情報の電子的入手に向けた制度設計及びシステム整備等の検討</li> <li>・NACCS 未利用者に対する利用促進、通関関係書類（仕入書等）の電磁的記録による提出の促進</li> </ul>	
<b>取組状況</b>	<b>着手済みの取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空貨物の物流実態調査、積込前報告にかかるパイロットプロジェクト実施国の取組状況の調査、事業者等へのヒアリング結果等を踏まえ、制度設計に着手</li> <li>・NACCS 未利用者への継続した利用促進等の取組を引き続き実施。</li> <li>・医薬品等輸出入手続を NACCS 業務に追加。（平成 26 年 11 月～）</li> <li>・EPA 税率を適用するための、メキシコ、スイス、ペルー協定に基づく認定輸出者が行う原産地申告及びオーストラリア協定に基づく原産品申告書について、電磁的記録による提出を可能とした（平成 27 年 1 月～）</li> </ul>
	<b>今後着手する取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空貨物に係る事前情報を活用した制度のあり方について検討</li> <li>・通関関係書類の電磁的記録による提出の更なる促進に取り組む</li> </ul>
	<b>留意点</b>	<p>航空貨物に係る事前情報の電子的入手に向けた制度設計にあたっては、丁寧な説明により、事業者等の理解と協力を得ることが必要。</p>
<b>具体的な効果</b>	<p>・事前情報の電子的入手により、航空貨物の到着前における効率的・効果的な分析を進めつつ、通関関係書類のペーパーレス化を促進することにより、テロ対策の強化及び指定薬物を含む不正薬物や知的財産侵害物品等の取締りを強化しつつ、ローリスク貨物の迅速・円滑な通関を図ることができる。</p> <p>（参考）主要成果指標（KPI）</p> <p>輸入通関における平均所要時間（平成 24 年）： 海上貨物 2.6 時間、航空貨物 0.3 時間</p> <p>（注）ただし、これまでの輸入通関手続きの簡素化・迅速化の取組により、平均所要時間は相当程度短縮されているほか、今後、テロ対策や不正薬物等の取締りのさらなる強化を行う場合、平均所要時間に影響する可能性がある。</p>	

各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	大学設置関係認可業務	担当府省・部局	文部科学省・高等教育局高等教育企画課大学設置室
業務概要	<p>本業務は、大学の学部等、短期大学の学科、大学院を新たに設置しようとする公私立大学等からの申請を受け、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会での審議を経て、文部科学大臣による設置認可を行うものである。</p> <p>申請件数については年間大学学部・短大学科・大学院等を合わせて年間 60 件程度であり、直近数年間では、その大半について認可されている。</p> <p>H25 大学学部等 21 件（うち認可 19 件）、短大学科 1 件（うち認可 1 件）、大学院 37 件（うち認可 23 件）合計 59 件（うち認可 43 件）                      H26 大学学部等 26 件（うち認可 25 件）、短大学科 2 件（うち認可 2 件）、大学院 35 件（うち認可 31 件）合計 63 件（うち認可 58 件）                      H27 大学学部等 27 件（うち認可 27 件）、短大学科 1 件（うち認可 1 件）、大学院 34 件（うち認可 32 件）合計 62 件（うち認可 60 件）                      H28 大学学部等 24 件、短大学科 3 件、大学院 28 件 合計 55 件（現在審査中）</p>		
業務の現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学設置事務に関しては、平成 13 年の総合規制改革会議（当時）の答申等を踏まえ、審査期間の短縮、設置基準の見直し、認可事項のうち一定の案件について届出へ移行等の大幅な見直しを実施（～平成 15 年頃）。</li> <li>・規制緩和の一方で、近年は、大学の質の向上についても重要視されているところであり、平成 25 年 2 月に公表された「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会報告」において審査内容の充実が謳われるなど、事務の効率化と大学の質の向上の両面に配慮する必要。また、同報告に基づき、大学設置者の学生募集等準備に配慮して、大学学部等・大学院設置に関しては 28 年度設置分より審査の 2 ヶ月前倒しを実施している。</li> </ul>		
改革を進める意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学設置関係の認可業務については、教育の質を確保する観点から審査内容が多岐にわたる一方で、申請者等の事務負担を考慮して、必要に応じて以下の見直しやその環境整備の検討に取り組む。</li> </ul>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の設置等に係る提出書類の手引き・Q&amp;A等の充実</li> <li>・申請書類の提出部数の見直し、電子化</li> <li>・来庁が必要な手続きの削減</li> </ul>		
取組状況	着手済みの取組	-	
	今後着手する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（平成 28 年度改訂版）」の改訂作業に着手しており、平成 28 年 1 月に公表する予定。その際、申請書類の提出部数の見直し（「学生確保」写しの書類 15 部の削減）を実施するとともに、手続等に関する簡易な問合せは、電話や電子メールで行うようお願いし、大学関係者の来省機会が極力少なくなるよう改善を図る計画である。</li> </ul>	
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書類の電子化については、審議会委員等との検討・調整や文部科学省内の ICT 環境整備の状況（パソコン・タブレット等の整備、情報セキュリティ対策等）を十分踏まえながら、実施に向けた検討が必要であり、文部科学省内の情報システムを所管する関係課との調整・検討を開始したところ。</li> </ul>	
具体的な効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙ベースの申請書類の削減量（目標（平成 29 年度）：1 大学当たり約 750 枚（「学生確保」写しの書類 15 部）の削減）</li> <li>・本省への来訪回数（目標（平成 29 年度）：現状、最大で 3 回の来訪が必須であるところ、1 大学当たり 1 回の減）これらによって、申請者の負担軽減や業務の効率化等を実現することを目指しているところ。</li> </ul>		



各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	農林水産統計調査業務	担当府省・部局	農林水産省統計部
業務概要	農林水産分野に係る政策の企画立案の基礎データ、国の財政支出の算定根拠等となる統計を作成するための調査業務		
業務の現状及び課題	農林水産統計調査業務では、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定) や新たな「食料・農業・農村基本計画」(平成 27 年 3 月 31 日閣議決定) 等の着実な推進に資する統計データの適時適切な提供が求められている一方、職員の高齢化と職員数の大幅な減少に直面しており、ICT の活用等による統計調査業務の効率化が課題となっている。		
改革を進める意義	統計調査のオンライン調査化を始めとする取組は、予算・人員の確保が厳しい環境にあっても、質の高い統計データの提供を可能にするとともに、報告者の負担軽減等の国民の利便性向上に資するものである。		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 26 年 3 月 25 日閣議決定) に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> <li>i オンライン調査化の推進</li> <li>ii タブレット端末等のモバイル機器の活用による効率的な現地調査の実施</li> </ul> </li> <li>・ 職員が行っている実査業務等の外部化</li> <li>・ オンライン調査化に対応した簡易なマニュアルの整備等に取り組む。</li> </ul>		
取組状況	着手済みの取組	平成 27 年度の取組は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作物統計調査、特定作物統計調査、漁業就業動向調査及び漁業経営調査のオンライン調査化</li> <li>・ 作物統計調査に活用するタブレット端末 115 台の導入</li> <li>・ 農業経営統計調査、作物統計調査等の実査業務の外部化を開始</li> <li>・ オンライン調査化に伴う簡易なマニュアルの整備</li> </ul>	
	今後着手する取組	平成 28 年度の取組は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海面漁業生産統計調査及び生産者の米穀在庫等調査のオンライン調査化の検討</li> <li>・ 作物統計調査に活用するタブレット端末 115 台の導入</li> <li>・ 農業経営統計調査、作物統計調査等の実査業務の外部化</li> </ul>	
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業経営統計調査(周期年調査)のオンライン調査化については、調査実施時期(H30)に向けて検討</li> </ul>	
具体的な効果	<p>正確かつ効率的な統計の作成、報告者の負担軽減、統計利用者の利便性向上を実現するため、主要成果指標(KPI)では、平成 28 年度以降、農林水産統計調査においてオンライン化未対応となっている 3 調査(海面漁業生産統計調査、生産者の米穀在庫等調査及び林業経営統計調査)のオンライン調査化を図ることとしている。</p> <p>※ 農林水産統計調査(市場化テスト等を除く) 23 調査中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 平成 25 年度末まで: オンライン化 14 調査</li> <li>→ 平成 26 年度: オンライン化 2 調査</li> <li>→ 平成 27 年度: オンライン化 4 調査</li> <li>→ 平成 28 年度以降: 残り 3 調査(海面漁業生産統計調査、生産者の米穀在庫等調査及び林業経営統計調査)のオンライン化検討</li> </ul>		



各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	特許審査	担当府省・部局	特許庁調整課
業務概要	<p>国内外の出願人から出願され、審査請求された特許出願（年間 25 万件前後）について、審査官による実体審査を実施。あわせて、PCT 国際出願（年間 4 万件超）についても、国際調査・国際予備審査を実施。なお、近年の企業活動のグローバル化や開発技術の発展に伴い、出願内容の高度化・複雑化は着実に進展しており、特許出願書類のページ数や技術要素を細分化した国際特許分類は年々増加。</p>		
業務の現状及び課題	<p>特許審査に要する期間については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「権利化までの期間」が平均 15.2 か月、「一次審査通知までの期間」が平均 9.3 か月（2014 年度実績）。</li> </ul>		
改革を進める意義	<p>特許審査の迅速化及び質の向上につなげ、我が国産業の国際競争力の強化を図る。</p> <p>『日本再興戦略』改訂 2015 において、2023 年度までに、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする旨記載されている。</p>		
取組内容	<p>特許審査については、「世界最速・最高品質」を目指していることを踏まえ、民間企業である登録調査機関に委託する先行技術調査の拡大のため、当該機関職員に対し、技術分野に特化した研修を実施、強化するほか、テレビ会議による面接審査の拡大のため、全国各地でのシンポジウム・説明会等を活用してメリットの PR に努める。</p>		
取組状況	着手済みの取組	<p>先行技術文献調査の拡大として、28 年度は 262.1 億円（前年度 242.7 億円）を措置。</p> <p>テレビ会議による面接審査については PR に努めており、平成 26 年度 66 件であったところ、平成 27 年度は 12 月末時点で 63 件となっている。</p>	
	今後着手する取組	<p>今後、全国各地で開催予定のシンポジウム・説明会等を活用して、テレビ会議による面接審査の PR を行い、利用拡大を図る。</p>	
	留意点	<p>—</p>	
具体的な効果	<p>特許審査の迅速化及び質の向上につなげ、我が国産業の国際競争力の強化を図る。</p> <p>KPI については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023 年度までに、「権利化までの期間」を平均 14 ヶ月以内に、「一次審査通知までの期間」を平均 10 ヶ月以内とする。</li> </ul>		

各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	空港運營業務	担当府省・部局	国土交通省・航空局
業務概要	<p>東北地方唯一の国管理空港である仙台空港の利用旅客数（26 年度速報値 325 万人）を拡大し、宮城県（平成 27 年 4 月 1 日現在人口 232 万人）をはじめとする東北地方（平成 27 年 4 月 1 日現在人口 898 万人）の活性化を図る。</p> <p>公共施設等運営権を有する者（以下「運営権者」という。）は、主に以下の業務を実施することとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滑走路、誘導路、駐機スポット等の点検・管理 等（滑走路点検：26 年度 925 回）</li> <li>・制限区域立入許可・管理（26 年度 11,466 件）</li> <li>・空港消防活動・セキュリティの管理（空港消防出動：26 年度 57 件、保安区域立入許可・管理：26 年度 2,969 件）</li> <li>・空港施設内営業に関する各種申請手続の管理（26 年度 53 件）</li> <li>・環境対策事業</li> <li>・着陸料等の設定及び収受</li> <li>・ターミナルビル事業、駐車場事業 等</li> </ul>		
業務の現状及び課題	<p>仙台空港の旅客者数は平成 19 年の 335 万人、貨物取扱量は平成 12 年の 2.4 万トンピークに年々減少傾向にあり、東日本大震災により一時的に落ち込んだものの、その後回復に転じ、平成 25 年には旅客者数 307 万人、貨物取扱量は 5,900 トンを記録している。また、本空港は東北地方の玄関口として、国際線の就航に十分な施設・機能を備え、文化経済の中心地である仙台市内から仙台空港アクセス鉄道で最短 17 分、仙台東部道路仙台空港インターチェンジから自動車で 5 分と交通の利便性がよい。加えて、東北地方各地は多彩な観光資源や食材を有しており、自動車関連企業等の産業集積も進んでいる。このような本空港及び東北地方の特長、周辺環境を踏まえ、旅客者数、貨物取扱量の回復・増加による本空港の活性化と、空港周辺地域の活性化を図ることで、東北地方における東日本大震災からの本格的な復興をけん引することが期待されているところ。</p> <p>しかしながら、現在の仙台空港は、①国が所有する空港基本施設等、②航空旅客取扱施設事業者及び航空貨物取扱施設事業者 7 者が各々所有する航空旅客取扱施設及びこれに附帯する利便施設並びに航空貨物取扱施設及びこれに附帯する利便施設、③駐車場施設事業者が所有する駐車場施設が、それぞれ分離して運営されていることから、空港全体としての一体的かつ機動的な経営を実施できていない。</p>		
改革を進める意義	<p>国は、空港本来の機能を最大限発揮させるために、運営権者に空港運營業務を実施させるとともに、仙台空港における上記施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現するため、本事業を実施することとした。これにより、空港及び空港周辺地域の活性化を推進し、もって内外交流人口拡大等による東北地方の活性化を図るものである。</p> <p>(参考指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度末までに公共施設等運営権方式を活用した P F I 事業の案件数：数値目標（空港 6 件）</li> </ul>		
取組内容	<p>国管理空港については、全国一律の着陸料等設定、国が運営することによる地元感覚・経営感覚の不足、航空系事業（滑走路等）・非航空系事業（空港ビル等）の運営主体の分離等が課題となっていることを踏まえ、国管理空港における運営の民間委託の第 1 弾として、仙台空港において平成 27 年度中の運営委託開始を目指して優先交渉権者の選定作業を進めており、仙台空港の運營業務について以下の見直しに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛行場情報業務、土木・機械施設維持管理業務等を運営権者に委託することにより、仙台空港事務所における職員の業務処理時間を削減し、定員を合理化するとともに、委託業務に係る経費を削減。</li> <li>・旅客数の目標値や利用者の利便性向上の水準等を含むマスタープラン・各種計画、財務情報等の報告書を公表し、透明性の向上を図る。</li> <li>・空港施設内営業に関する構内営業申請・国有財産使用許可申請手続を一元化し、手続を簡素化。</li> </ul>		
取組状況	着手済みの取組	<p>平成 27 年 9 月 11 日 「東急前田豊通グループ」を優先交渉権者に選定</p> <p>平成 27 年 9 月 18 日 運営権者への公務員派遣を可能とする P F I 法改正法成立</p>	

		平成 27 年 9 月 30 日	基本協定の締結
		平成 27 年 10 月 21 日	優先交渉権者による提案の概要及び審査委員会における審査講評の公表
		平成 27 年 12 月 1 日	運営権設定・実施契約の締結 滑走路等の維持管理・着陸料の収受等の引継ぎ（OJT 等）を開始
<b>今後着手する取組</b>		平成 28 年 2 月 1 日	運営権者による仙台空港の運営を一部（ビル施設等事業）開始 構内営業申請・国有財産使用許可申請手続きを一元化
		平成 28 年 7 月 1 日	運営権者による滑走路等の維持管理・着陸料の収受等に関する事業を開始（空港運営事業の完全移管）
	<b>留意点</b>		
<b>具体的な 効果</b>	<p>仙台空港において空港運営の効率化を図るとともに、着陸料等の低廉化を通じた利用者への還元（航空運賃の低下、就航路線や便数の拡大等）や空港施設内営業に関する関係事業者の負担軽減を目指す。</p> <p>また、仙台空港以外の空港についても、地域の実情を踏まえた民間による経営の一体化を図るため、公共施設等運営権方式の活用を検討し、空港経営改革を推進する。</p> <p><b>【主要成果指標（KPI）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仙台空港事務所における委託業務に係る業務処理時間、定員：約 2 万 2 千時間削減、12 人合理化</li> <li>①飛行場情報業務 仙台空港事務所 管制保安部 次席航空管制運航情報官 1 人 仙台空港事務所 管制保安部 主幹航空管制運航情報官 3 人</li> <li>②航空保安防災業務 仙台空港事務所 総務部総務課 主任保安専門官 1 人 仙台空港事務所 総務部総務課 保安専門官 3 人</li> <li>③環境対策業務 仙台空港事務所 総務部 環境・地域振興課長 1 人</li> <li>④航空灯火・電気施設維持管理業務 仙台空港事務所 総務部 航空灯火・電気技術官 1 人</li> <li>⑤土木維持管理業務 仙台空港事務所 総務部 施設運用管理官（土木） 1 人</li> <li>⑥機械施設維持管理業務 仙台空港事務所 総務部 施設運用管理官（機械） 1 人</li> <li>仙台空港における委託業務に係る経費：平成 26 年度実績比で年間約 5 億 7 千万円削減</li> <li>仙台空港における国に対する構内営業申請・国有財産使用許可申請手続：廃止（0 時間） （平成 26 年度実績：構内営業承認等管理件数は 45 件、第 1 類営業は 1 月程度、第 2 類営業は 2 週間程度、国有財産使用許可件数は 8 件・1 月程度）</li> </ul> <p><b>【優先交渉権者（東急前田豊通グループ）の主な提案内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営権対価 2.2 億円</li> <li>旅客数等の 現在（2015 年度） 旅客 324 万人（国内：307 万人、国際 17 万人）、貨物 0.6 万トン 目標値 5 年後（2020 年度） 旅客 410 万人（国内：362 万人、国際 48 万人）、貨物 1.0 万トン 30 年後（2044 年度） 旅客 550 万人（国内：435 万人、国際 115 万人）、貨物 2.5 万トン</li> <li>料金施策 旅客数減少時にはエアラインの料金負担を軽減する料金体系、新規就航時等の割引制度、LCC 等が新規に就航しやすい施設の 利用料金設定など</li> <li>設備投資額 総額 341.8 億円（旅客搭乗施設の新設、旅客ターミナルビルの改修、立体駐車場の新設など）</li> </ul>		

各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	中部地方整備局河川関係事務所（出張所）業務	担当府省・部局	大臣官房地方課、水管理・国土保全局
業務概要	<p>※業務改革の取組内容を踏まえ、河川関係事務所の業務のうち、主に維持管理・更新や出水や災害発生時に関するものを記載している</p> <p>○河川管理施設等の維持管理、更新業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化計画の策定、河川管理施設の点検、修繕（メンテナンス）、河川管理施設の更新</li> <li>・調査測量、設計積算、施工管理（関係機関、地元協議）</li> <li>・利用調整（地方公共団体、関係機関）、住民対応等</li> <li>・地方公共団体支援（相談、助言）</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>○出水、災害発生時の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出水時の河川巡視、水門、排水機場の操作、洪水予報・水防警報発令</li> <li>・被害状況の把握、流量観測</li> <li>・テックフォース活動</li> <li>・応急復旧</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>&lt;エンドユーザー&gt;</p> <p>河川周辺の居住者・企業等の災害リスクの軽減、被害の軽減</p> <p>&lt;業務量を表す指標&gt;</p> <p>長寿命化計画を策定すべき主要な河川構造物の数 313施設</p> <p>（平成27年度は①工事発注件数、②業務発注件数、③事業中の河川延長、④河川の事業箇所数で業務量を比較）</p>		
業務の現状及び課題	<p>いつ発生するか分からない災害発生時の対応を行いつつ、今後急速に老朽化する河川管理施設の維持管理・更新業務の円滑な実施等を今後両立していく必要がある。</p>		
改革を進める意義	<p>老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を効果的・効率的に推進していくことにより国民の安全・安心を図る。</p>		
取組内容	<p>河川関係事務所における維持管理・更新の業務プロセスの見直しや平準化に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検要領や点検結果の評価要領等の基準・マニュアル類の策定により点検、評価作業等の効率化を図るとともに、決裁の電子化・決裁階層の簡素化を行い、長寿命化計画の策定を加速化し、予防保全型の維持管理更新への転換を図り、業務の平準化を進める。</li> <li>・施設台帳の電子化、データ入力様式の標準化、タブレット端末を活用した河川巡視結果の現場での記録による作業プロセスの簡素化により点検結果記録作業の効率化を図る。</li> <li>・以上の取り組みは全国的に横展開を図るとともに、河川管理施設数等の指標に基づく官署間の業務量の比較を行い、業務量格差の是正を図る。</li> </ul>		

取組状況	着手済みの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>樋門、樋管等の点検結果の評価要領（案）を平成 27 年 3 月に策定。評価要領（案）に基づき平成 27 年度に国が管理する河川等において試行を実施中。</li> <li>施設台帳の電子化、データ入力様式の標準化、タブレット端末の導入について、中部地方整備局管内の全事務所で導入し、運用を開始。</li> </ul>
	今後着手する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>樋門、樋管等の点検結果の評価要領（案）については、試行結果を踏まえ必要に応じて見直す予定。</li> <li>堰、水門の点検結果の評価要領（案）を今年度内を目途に策定予定。</li> <li>施設台帳の電子化、データ入力様式の標準化、タブレット端末の導入について、中部地方整備局での運用状況を踏まえた検証・改善を実施し、全国展開を進める。</li> <li>河川管理施設数等の指標に基づく官署間の業務量の比較を行い、事務所の業務量格差の是正を図る予定。</li> </ul>
	留意点	—
具体的な効果	<p>主要な河川構造物の長寿命化計画策定率は平成 26 年度末で 88%（全国）。平成 28 年度までに長寿命化計画の策定率を 100%とするとの目標に向けて、長寿命化計画の策定を加速化するとともに、既に着手済みである上記の取り組みにより、河川巡視結果記録作業時間の縮減等を図っているところであり、今後、運用状況を踏まえて検証・改善を行うことにより、各般の業務への迅速・的確な対応を図り、適切な河川管理を通じて国民の安全・安心を図る。</p>	



各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定等	担当府省・部局	地方環境事務所環境対策課
業務概要	<p>指定及び指定の更新に当たって、申請書の提出を受け内容を審査後、要件に適合していれば指定通知を送付、不適合の場合は、棄却通知を送付するほか、指定内容の変更及び廃止届出について内容の確認を行っている。</p>		
業務の現状及び課題	<p>土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況の調査については、その適切な実施を担保するため環境大臣等が指定する機関に実施が限られているところ、当該指定、更新等の申請に要する期間については以下のとおりであり、書類の記載事項が不明確等の意見が寄せられているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査に要する期間：1～2ヶ月</li> <li>※ 26年度の業務実績は以下とおり（件数は指定調査機関数）（関東事務所の例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定：33件 業務規程：33件（文書量：1件当たり50枚 計1,650枚）</li> <li>・ 変更：377件（文書量：1件当たり10枚 計3,770枚）</li> <li>・ 更新：237件（文書量：1件当たり30枚 計7,110枚）</li> <li>・ 廃止：12件（文書量：1件当たり1枚 計12枚）</li> <li>・ 合計：692件（文書量：計12,542枚）</li> <li>・ 事務手続きに関する指導：2,422回（1件当たり平均3.5回程度とする）</li> </ul> </li> <li>※ 参考 指定調査機関数（全国）：699機関、指定調査機関数（関東管内）：284機関（平成27年2月20日現在）</li> </ul>		
改革を進める意義	<p>申請に係る業務をより迅速、確実に行い、申請者の利便性の向上及び更なる公平性の確保につながる。 土壌汚染対策は水環境の保全や土壌中に残留する化学物質による健康被害対策など様々な分野と密接に関連しており、土壌のみならず、総合的な環境保全に資するものである。</p>		
取組内容	<p>土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況の調査については、その適切な実施を担保するため環境大臣等が指定する機関に実施が限られているところ、当該指定、更新等の申請については、書類の記載事項が不明確等の指摘があることを踏まえ、統一マニュアル（チェック表）の作成に取り組む。</p>		
取組状況	着手済みの取組	統一マニュアルを作成し、平成27年9月に環境省HPにおいて公表した。	
	今後着手する取組	特になし	
	留意点	特になし	
具体的な効果	<p>申請に係る業務をより迅速、確実に行い、申請者の利便性の向上及び更なる公平性の確保につながる。 具体的なKPIは以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査に要する期間：2週間～1ヶ月半</li> </ul>		



各府省の個別業務の改革の進捗状況について

(※平成 27 年 12 月末時点)

業務名	主要な防衛装備品の取得に係る業務	担当府省・部局	防衛装備庁装備政策課、大臣官房企画評価課
業務概要	<p>主要な防衛装備品の取得に係る業務について、その適切な取得や適切なコスト管理の観点から装備品取得の実施主体の一元化による情報共有の円滑化や機関間調整に要していた時間の削減等に取り組み、更なる透明性の確保や調達効率化の実現を目指す。</p>		
業務の現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 月 1 日に組織改編を実施し、「装備品等のプロジェクト管理に関する訓令」を制定しプロジェクト管理を実施する体制を構築。</li> <li>・ 今後はその有用性を確認するとともに、随時見直しに取り組む。</li> </ul>		
改革を進める意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防衛装備庁においては、防衛装備品の取得についての一元的かつ一貫した管理の手法を確立し、更なる透明性の確保や調達効率化の実現を政策目標として掲げているため、当該業務改革（実施主体の一元化）を進めることと政策目標の実現は不可分一体のものである。</li> </ul>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な装備品に係る、開発、取得、維持・整備に係るコスト管理等を防衛装備庁に一本化。</li> <li>・ 構想段階から研究段階、取得、維持・整備といったライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実施。</li> <li>・ 装備品取得の実施主体の一元化による情報共有の円滑化、機関間調整に要していた時間の削減。</li> </ul>		
取組状況	着手済みの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防衛装備庁発足（平成 27 年 10 月）。</li> <li>・ 装備品等のプロジェクト管理に関する訓令を制定（平成 27 年 10 月）。</li> <li>・ 重点的にプロジェクト管理を実施する装備品等を選定し、PM、IPTによる一元的な管理を実施（平成 27 年 11 月）。</li> </ul>	
	今後着手する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 装備品等のライフサイクルを通じたプロジェクト管理手法を導入し、一定の基準を超えるコスト上昇が認められた場合、その原因分析を行い、事業継続に関する検討、対処方策の検討を実施し、防衛大臣に報告し、その概要を公表する制度を構築予定（平成 27 年度中）</li> </ul>	
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクト管理の有用性を確認するとともに、随時見直しに取り組む。</li> </ul>	
具体的な効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要成果指標（KPI）となっている「装備品のライフサイクルコストについて物価上昇を除き、上ぶれを抑制」については、上記制度の構築に取り組むことで、取得に係る関係者において、自ずとコスト、スケジュール及びリスク管理が強化され、その結果としてコストの増大に歯止めがかかり、公的支出の増加の抑制が期待できる。</li> </ul>		